## 条例の点検・見直しシート

|   |  |  | 作瓦           | 1、年月 | 日          |   | 平成24年  | 6月29日   |
|---|--|--|--------------|------|------------|---|--|---|
| 条例の題名   |  | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例                               | 公            | 布 日  |            | 平成13年12月2   |  |   |
| 条例番号  |  | 平成13年三重県条例第66号                                     | 直近           | 改正日  |            | 平成20年3月   |  |   |
| 所管部局課   |  | 総務部人事課   |              | 話番   |            |   | 059-22   | 24-2103   |
| 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣<br>項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第<br>の規定に基づき、公益的法人等への職員の派記<br>ある。 |  | 1項   | 及び第          | 2項   | 並びに第12条第1項 | 条例の<br>類型   | 任型   |   |
| 視点  |  | 項目   |              | 回    | 答          | 検 討   | 内 容  |   |
| 必要性   |  | 目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも <del>:</del><br>している。      | 妥当           | はい   |            | 公益的法人等への一般<br>遺等に関する法律で定<br>方公務員の公益法人等<br>法人等の業務の円滑な<br>て、地域の振興、住民の<br>る地方公共団体の簡節<br>公共の福祉の増進に美<br>以、派遣者の給与等の<br>る本条例の必要性、妥<br>変わるものではない。 | められていると<br>等への派遣は、<br>は実施の確保等の生活の向上を<br>頭策の推進を図<br>ですることを目的<br>処遇について定 | おり、地公益のでは、おり、地名ができる。 もってい しょうしてい こうしん してい こうしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん |
|   | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。                    |  |              | はい   |            | 同上  |  |   |
|   | 条例に基   | <b>基づく事務・事業で、現在行われていないものはな</b> (                   | , I <u>。</u> | はい   |            | 条例に定める内容は、<br>を想定した処遇等に関<br>様々な事務が定められ<br>られたいずれも必要な  | する内容である<br>ているが、条例   | <b>た</b> ぬ  |
|   | 規制型 <i>0</i><br>い。                                   | D場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となってU                           | ハな           | 該当   | なし         |   |  |   |
|   |  | トの手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱9<br>3余地はない。)。              | 等で           | はい   |            | 公益的法人等への一般<br>連等に関する法律で、!<br>ている。   |  |   |
|   | 根拠法令   | ♢がある場合、その法令に抵触していない。                               |              | はい   |            | 公益的法人等への一般<br>遠等に関する法律第25<br>条第1項、第6条第2項<br>及び第2項並びに第12   | 条第1項及び第<br>第9条<br>第10第   | 3項第5  |
| 法   | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそ<br>はない(近年の判例動向に適合している。)。 |  |              | はい   |            |   |  |   |
| 性   | 条例に規<br>はない。   | 見定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い                            | 違い           | はい   |            | 他自治体の裁判で違法<br>以、同判決を受けて全目<br>行われ、当果でも平成と  | 的に手続の見   | 直しが   |
| 有効性   | 条例の目   | 目的と条例に規定する手段との整合が図られている。                           | ,            | はい   |            |   |  |   |
|   | 条例の目   | 目的は、県民力ビジョン等と整合している。                               |              | はい   |            |   |  |   |
|   |  | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け<br>ことはない。              |              | はい   |            |   |  |   |
|   | 条例の規<br>認められ   | 見定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支[<br>1る。                    | 障が           | はい   |            | 公益的法人等への一般<br>遺等に関する法律で、!<br>ている。   |  |   |
| 率   |  | 目的の実現のために、条例が定める手段は必要であ <sup>。</sup><br>上すべき規定はない。 | o            | はい   |            |   |  |   |
|   |  | 目的の実現のために、条例が定める手段は十分であ<br>ロすべき規定はない。              | っ<br>        | はい   |            |   |  |   |
| 性   |  | 3法令・条例との間において、条例に規定している <sup>。</sup><br>夏はない。      | 手段           | はい   |            |   |  |   |

| <i>(</i> ) | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。              |                            |   |      |   |   |   |   |          |                   |
|------------|---|----------------------------|---|------|---|---|---|---|----------|-------------------|
| 公          | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。                   |                            |   | はい   |   |   |   |   |          |                   |
| 性<br>そ     | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。               |                            |   | はい   |   |   |   |   |          |                   |
|            | 条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と<br>の連携に配慮している。 |                            |   | 該当なし |   |   |   |   |          |                   |
| の他         | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。                    |                            |   | はい   |   |   |   |   |          |                   |
| 点          |   | 理                          | 由 | 特    | 記 | 事 | 項 |   | 見直しに     | 有効期限              |
| 検・見直       | 改正・廃止の                                      | 上の一現在の規定は、悪体のいずれたも満たし、改正の必 |   |      |   |   |   | 厚 | 関する規定の有無 | に関する<br>規定の有<br>無 |
| 旦し結果       | 必要はない。                                      | 文idi an 사사 / Laus z        |   |      |   |   |   |   | 無        | 無                 |